
電子マニフェストの項目追加について

- 平成29年2月に中央環境審議会からの意見具申「廃棄物処理制度の見直しの方向性」においては、当意見具申の背景となった食品廃棄物の不正転売事案も踏まえ、**排出事業者責任の徹底、産業廃棄物の処理状況の透明性の向上等について指摘**を受けた。
- 平成29年2月の意見具申の背景となった食品廃棄物の不正転売事案は、本来適切に処理されるべき廃棄物が有効活用の名の下で食品として流通することを見逃すこととなった。今後、さらなる資源循環を進めていくに当たっては、本来適正に処理されるべき廃棄物を見逃すこととならないよう、これまでの事案を踏まえ、**適正処理の強化のため取組**を行う。
- なお、令和6年2月の中央環境審議会からの意見具申「炭素型資源循環システム構築に向けた具体的な施策のあり方について」においても、資源循環の促進の観点から、**電子マニフェストの活用、廃棄物の処理方法や再生材の供給量などの情報収集の重要性が指摘**された。

対応方針（案）

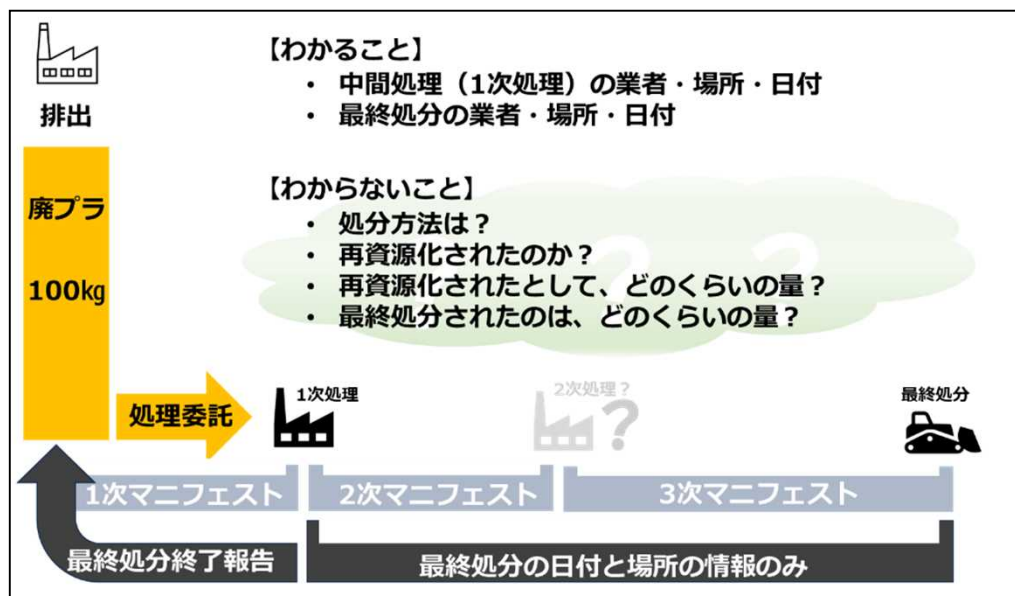
- ① 廃棄物の最終処分までの適正な処理や再資源化の状況について、排出事業者が把握できるよう取り組む必要があるため、情報処理センターと連携し、**再資源化を含めた最終処分までのフローが把握可能なよう電子マニフェストの入力項目について改善**を行う。
- ② 同時に、電子マニフェストの利便性向上のため、入力時の手間を軽減させるための改良も行う。

具体的な措置事項（案）

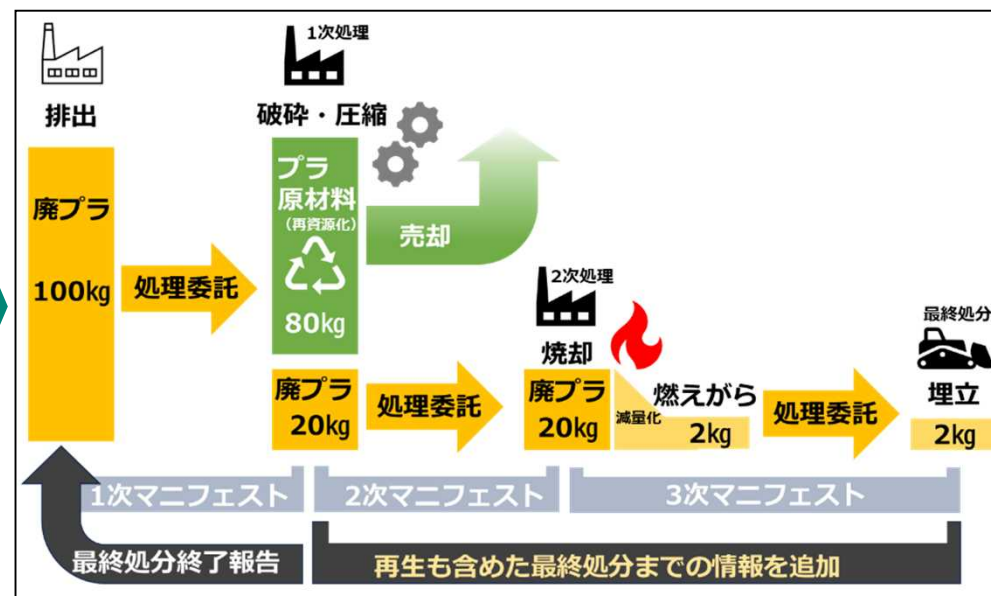
1. 項目の追加

- 「処分方法」「処分方法ごとの処分量」「再資源化物及び中間処理後産業廃棄物の種類及び量」「二次マニフェスト以降の処分業者にあつてはその名称、処分場名称及び所在地」について、最終処分報告の際にあわせて報告する。（自社における処分と二次マニフェスト以降の各処理段階について入力）
- メリットとして、排出事業者にとって、最終処分までの処分フローが見える化され、安心感につながる。また、中間処理業者が直接再資源化していない場合でも、二次マニフェスト以降で再資源化されていれば、排出事業者がその寄与を確認することができる。

【現行】



【改正案】



2. 入力手間軽減※

- 最終処分報告の際に、毎回、二次マニフェスト以降の情報を入力することは、処分業者の手間が大幅に増える。

【対応】

処分先により処分フローはパターン化できることから、一度、そのパターンを登録すれば、以降はパターン選択のみで自動入力されるようシステム側で対応する。

- 通常、複数の排出事業者から排出された廃棄物を中間処理業者がまとめて中間処理し、最終処分されていることから、中間処理及び最終処分報告についても、複数の排出事業者毎に画面を切り替えつつ、廃棄物の受入量を入力する必要がある。

【対応】

一つの画面で続けて入力が可能となるよう改良する。

※ JWNETのWeb方式の場合